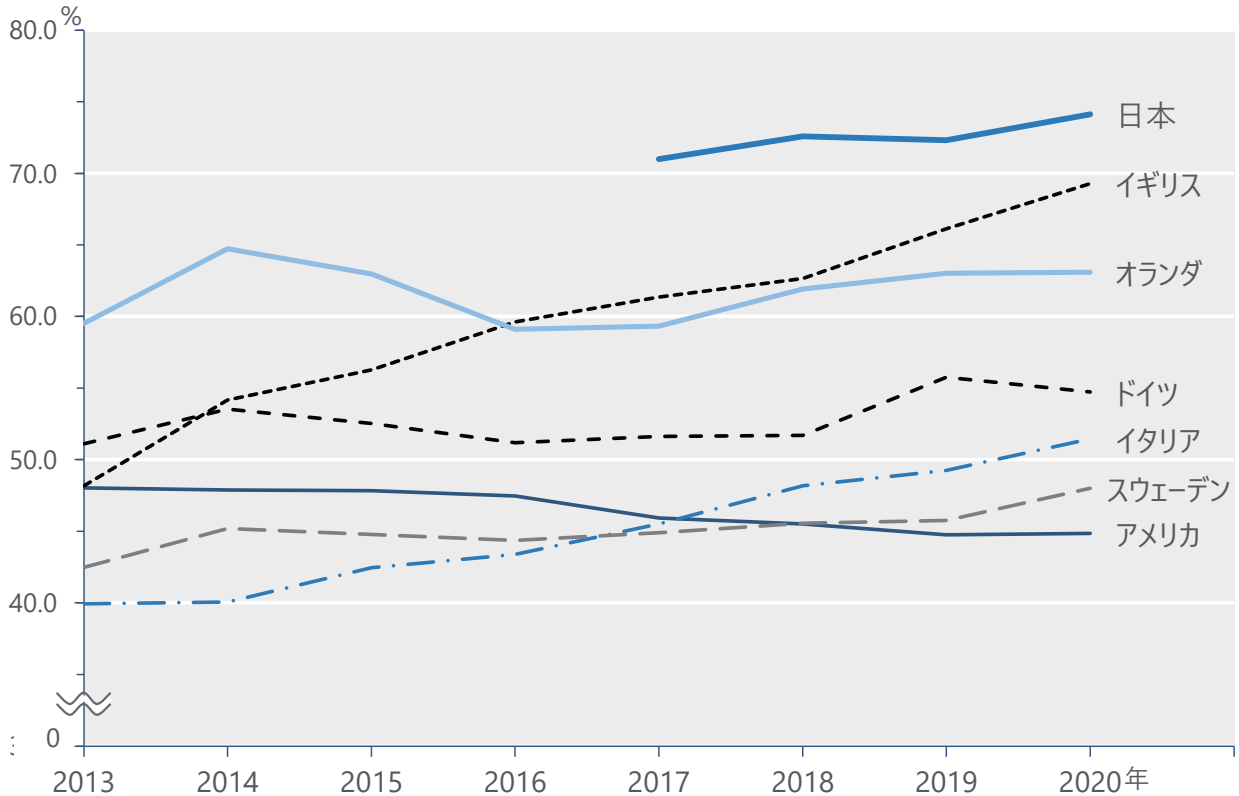


8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

8-1 高等教育への進学率



関連表 p.234 「第 8-1-1 表 高等教育への進学率」、p.235 「第 8-1-2 表 高等教育の教育段階別進学率」

各国の教育制度や、その中で高等教育の位置づけは多様であり、このため高等教育への進学率の比較には、注意を要する（p.236～242 「第8-2表 各国の学校系統図」参照）。

OECDが毎年発行する『Education at a Glance』は、各国の高等教育（日本では短期大学等から大学院の博士課程までに相当）への進学率を掲載している。上のグラフは、このうち25歳未満層における進学率を示したものであるが、アメリカの44.9%から日本の74.1%（いずれも2020年）まで、各国の進学率には大きなばらつきが見られることがわかる。また、長期的には上昇傾向にあるとされるものの、短期の増減が少なからずみられ、景気動向や制度的な変化など、多様な要因による影響が類推される。

日本の高等教育進学率は高い水準にあるが、学士課程相当以上（国際標準教育分類のレベル6以上）に限定する場合、他国に比して進学率が低下する（レベル6は50.8%、レベル7は7.4%、レベル8は0.7%）。これには、短期高等教育（同レベル5）が教育制度に占める役割が、他国とは異なることが影響していると考えられる。

第 8-1-1 表 高等教育への進学率

Table 8-1-1: Entry rates to tertiary education

	高等教育計 (ISCED2011 レベル5~7、25歳未満) 1)								%
	2013年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
日本	—	—	—	—	71.0	72.6	72.3	74.1	JPN
アメリカ	48.1	47.9	47.8	47.5	45.9	45.5	44.8	44.9	USA
カナダ	—	—	—	—	64.0	—	67.0	—	
イギリス	48.2	54.2	56.3	59.6	61.4	62.7	66.1	69.3	UK
ドイツ	51.1	53.5	52.5	51.2	51.6	51.7	55.8	54.7	DEU
フランス	—	—	—	—	—	—	—	—	FRA
イタリア	39.9	40.1	42.5	43.4	45.5	48.2	49.3	51.5	ITA
オランダ	59.5	64.7	63.0	59.1	59.3	61.9	63.0	63.1	NLD
ベルギー	63.6	63.8	65.7	68.9	72.5	67.9	66.1	67.4	BEL
デンマーク	—	64.5	59.8	58.5	58.0	57.7	61.8	59.9	DNK
スウェーデン	42.5	45.2	44.8	44.4	44.9	45.5	45.8	48.0	SWE
フィンランド	45.3	43.9	45.7	46.1	46.8	46.6	48.2	50.2	FIN
ノルウェー	59.4	65.5	59.8	61.6	59.0	57.5	55.2	58.2	NOR
オーストリア	59.6	56.1	57.3	57.3	56.7	57.8	58.4	58.9	AUT
スイス	47.6	55.2	55.4	47.3	46.6	47.9	50.1	52.3	CHE
スペイン	61.7	63.7	64.2	64.2	70.1	67.3	66.6	66.9	ESP
ポルトガル	47.4	47.7	48.3	57.4	57.2	59.8	59.7	64.3	PRT
チェコ	58.7	59.6	57.2	57.8	57.5	56.6	58.2	61.4	CZE
ポーランド	71.2	67.3	67.9	69.2	70.0	70.4	71.5	66.8	POL
韓国	—	—	—	—	—	—	—	—	KOR
オーストラリア	—	—	—	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	67.5	71.0	70.0	68.0	66.4	65.9	66.3	58.1	NZL
メキシコ	35.5	35.5	36.3	41.5	42.7	44.7	48.6	49.5	MEX

Total tertiary education (ISCED2011* levels 5 to 7) , under 25 years old

* ISCED2011: International Standard Classification of Education; level 5: Short-cycle tertiary education; level 6: Bachelor's or equivalent level; level 7: Master's or equivalent level.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Education at a Glance —Entry rates" 2023年1月現在

注： 本表における進学率は、各年齢人口のうち当該年齢で高等教育機関に初めて進学した者の割合を指す。留学生も集計対象に含むため進学率が100%を超える場合がある。

- 1) ここでいう高等教育は、国際標準教育分類(ISCED) 2011のレベル5：短期高等教育、レベル6：学士号・学士号同等、レベル7：修士号・修士号同等の合計を指す。ほかにレベル8：博士号・博士号同等がある。日本は、短期大学又は専門学校等から大学院の修士及び博士課程相当までが高等教育計に含まれる。

第 8-1-2 表 高等教育の教育段階別進学率

Table 8-1-2: Entry rates to tertiary education by level of education

ISCED2011区分	25歳未満		25歳未満		30歳未満		
	レベル5~7 高等教育計	レベル5 短期課程	レベル6 学士課程	レベル7 修士課程	レベル8 博士課程		
2020年、%							%, 2020
日本	74.1	—	50.8	7.4	0.7		JPN
アメリカ	44.9	29.2	—	9.4	0.8		USA
カナダ 1)	67.0	26.3	44.2	9.2	1.1		CAN
イギリス	69.3	9.2	66.0	29.6	2.6		UK
ドイツ	54.7	0.3	44.5	27.7	2.4		DEU
フランス	—	27.1	54.8	39.3	2.0		FRA
イタリア	51.5	1.1	44.8	27.2	1.3		ITA
オランダ	63.1	2.5	61.6	22.9	1.2		NLD
ベルギー	67.4	2.1	69.8	32.7	—		BEL
デンマーク	59.9	12.7	53.0	29.7	1.8		DNK
スウェーデン	48.0	4.8	32.9	25.4	1.1		SWE
フィンランド	50.2	—	48.0	7.2	1.2		FIN
ノルウェー	58.2	3.2	49.6	30.4	1.3		NOR
オーストリア	58.9	29.3	37.6	22.8	1.8		AUT
スイス	52.3	0.8	48.7	20.9	3.8		CHE
スペイン	66.9	27.8	43.1	18.8	1.9		ESP
ポルトガル	64.3	7.2	50.0	32.6	2.0		PRT
チェコ	61.4	0.4	56.2	29.1	2.6		CZE
ポーランド	66.8	0.0	61.6	33.1	0.7		POL
韓国	—	29.6	66.0	7.7	1.7		KOR
オーストラリア	—	24.7	72.8	22.9	1.3		AUS
ニュージーランド	58.1	13.4	50.6	7.0	1.1		NZL
メキシコ	49.5	4.0	45.6	3.6	0.2		MEX
ISCED2011*	levels 5 to 7	level 5	level 6	level 7	level 8		
age	Under 25	Under 25		Under 30			

* ISCED2011: International Standard Classification of Education; level 5: Short-cycle tertiary education; level 6: Bachelor's or equivalent level; level 7: Master's or equivalent level; level 8: Doctoral or equivalent level.

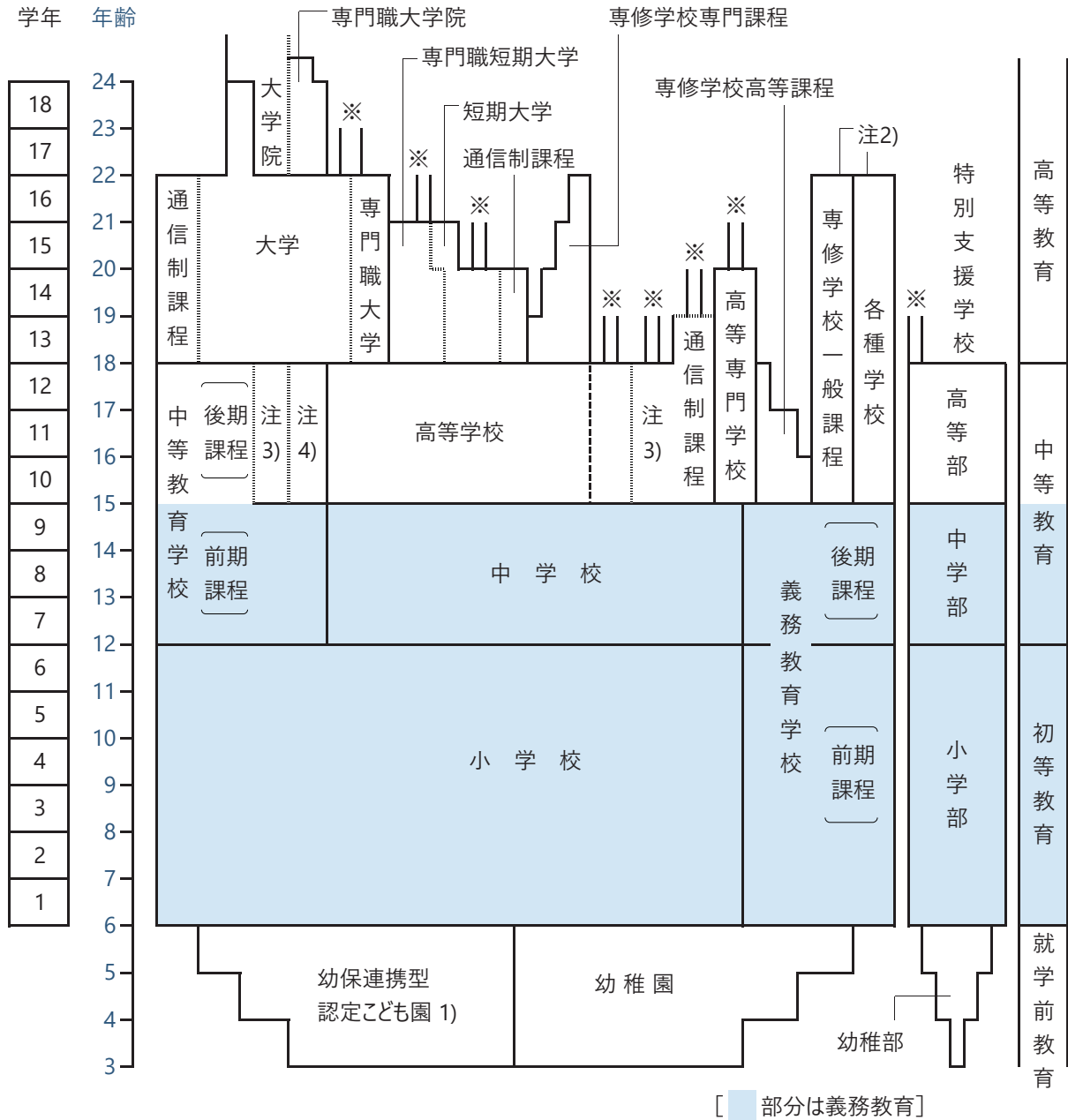
出典：OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Education at a Glance — Entry rates" 2023年1月現在

注：注及び定義は第8-1-1表 (p.234) に準ずる。

1) 2019年。

第 8-2-1 表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



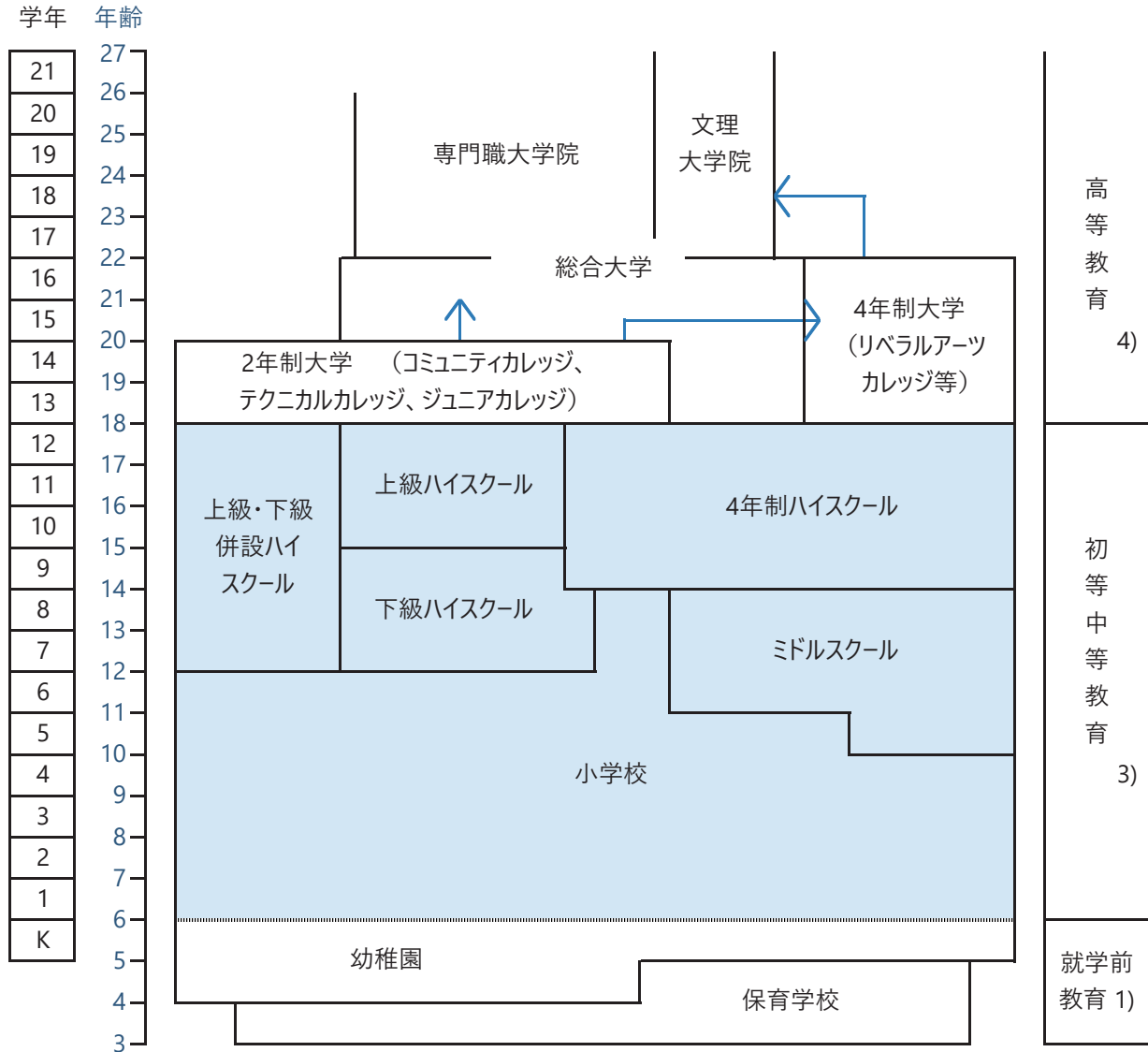
出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注：※印は専攻科を示す。高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

- 1) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
- 2) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。
- 3) 定時制課程。
- 4) 通信制課程。

第 8-2-2 表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



[部分は義務教育 2)]

出典： 文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

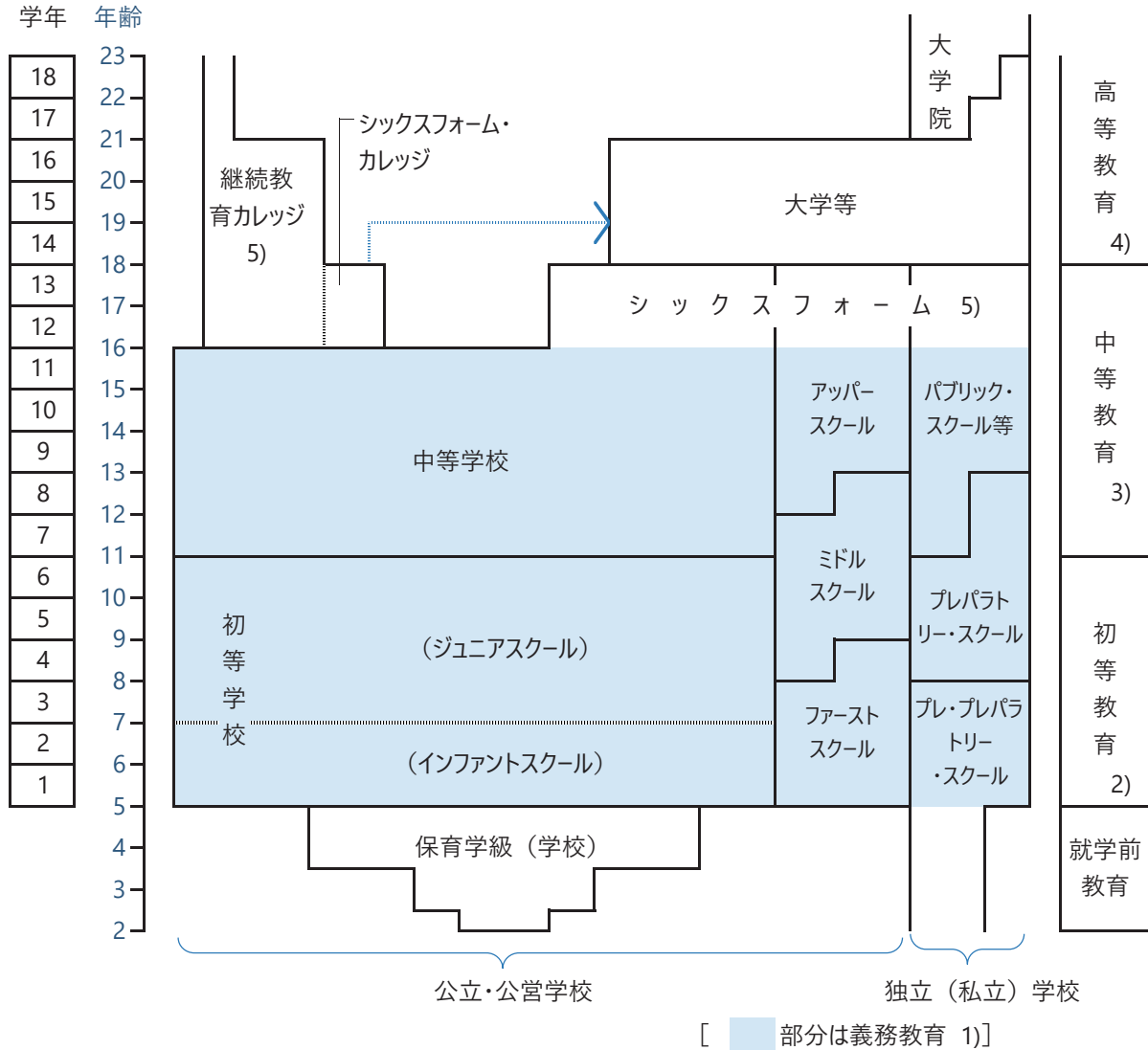
2) 就学義務に関する規定は州により異なる。就学義務開始年齢を6歳とする州が最も多いが、7歳あるいは8歳とする州でも6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、12年とする州が最も多い。

3) 合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制、6-6年制、5-3-4年制、4-4-4年制など多様であり、これらのほかにも、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。現在は5-3-4年制が一般的である。2018年について、公立初等学校の形態別割合をみると、3年制又は4年制小学校6.5%、5年制小学校34.9%、6年制小学校12.3%、8年制小学校9.2%、ミドルスクール18.0%、初等・中等双方の段階にまたがる学校8.8%、その他10.3%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール（3年又は2年制）7.6%、上級ハイスクール（3年制）1.8%、4年制ハイスクール52.4%、上級・下級併設ハイスクール（通常6年）9.3%、初等・中等双方の段階にまたがる学校21.1%、その他7.7%となっている。

4) 総合大学、リベラルアーツカレッジをはじめとする総合大学以外の4年制大学、2年制大学に大別される。総合大学は、文理学部、文理大学院及び専門職大学院（学部レベルのプログラムを提供している場合もある）から構成される。専門職大学院（学部）は、医学・法学などの専門職教育を行うもので独立の機関として存在する場合（専門職大学、専門職大学院大学）もある。専門職大学院（学部）へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け（年限は専攻により異なる）、さらに試験・面接を受ける必要がある。2年制大学には、ジュニアカレッジ、コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジがある。州立の2年制大学は主としてコミュニティカレッジあるいはテクニカルカレッジである。

第 8-2-3 表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



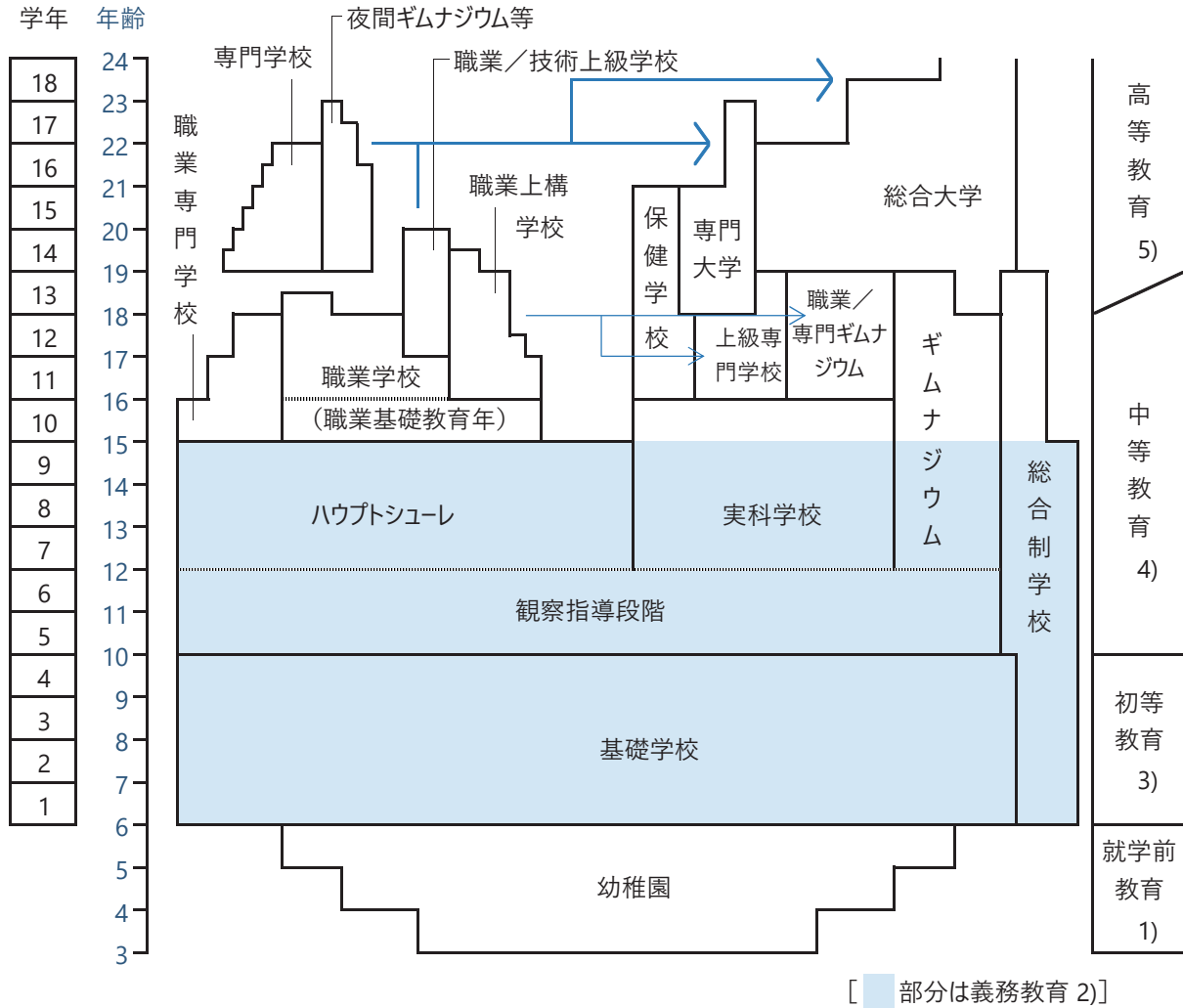
出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注：上記学校系統図はイギリスの全人口の9割を占めるイングランドとウェールズについてのものであり、両地域はほぼ同様の学校制度を有している。スコットランド及び北アイルランドは共通性を持ちつつも特色ある教育制度を形成している。

- 1) 義務教育は5～16歳までの11年。ただし、16～18歳は教育又は見習い訓練に従事すること、あるいはそれらを受けながら週20時間以上の就労かボランティアに従事することが義務付けられているため、実際の離学年齢は18歳。
- 2) 通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5～7歳を対象とする前期2年（インファント）と7～11歳のための後期4年（ジュニア）とに区分される。両者は1つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部にはインファントスクールとジュニアスクールとして別々に設置しているところもある。また一部において、インファント（スクール）・ジュニア（スクール）に代えてファーストスクール及びミドルスクールが設けられている。
- 3) 通常11歳から始まり、7年間続く。公費により維持される中等学校は原則無選抜だが、選抜制の学校（グラマー・スクール）とモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方当局が設置・維持する公立・公営学校及び公費補助を受けない独立学校に大別される。近年、国の直接補助により維持されるが設置・運営面で独立校に近いアカデミーが増加。
- 4) 高等教育機関には、大学等がある。これらの機関には、第一学位（学士）（通常修業年限3年間）のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。高等教育段階には、政府の運営費交付金の付与対象の別を問わず、高等教育機関のほか、継続教育カレッジも含まれる。
- 5) ほかに義務教育後の多様な教育を指す継続教育機関があり、その一部として、主として大学進学の基礎資格となるAレベル試験のための教育を実施するシックスフォーム・カレッジがある。

第 8-2-4 表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

2) 期間は9年（一部の州は10年）。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1～2日職業学校に通うことが義務とされている（職業学校就学義務）。

3) 基礎学校において4年間（一部の州は6年間）行われる。

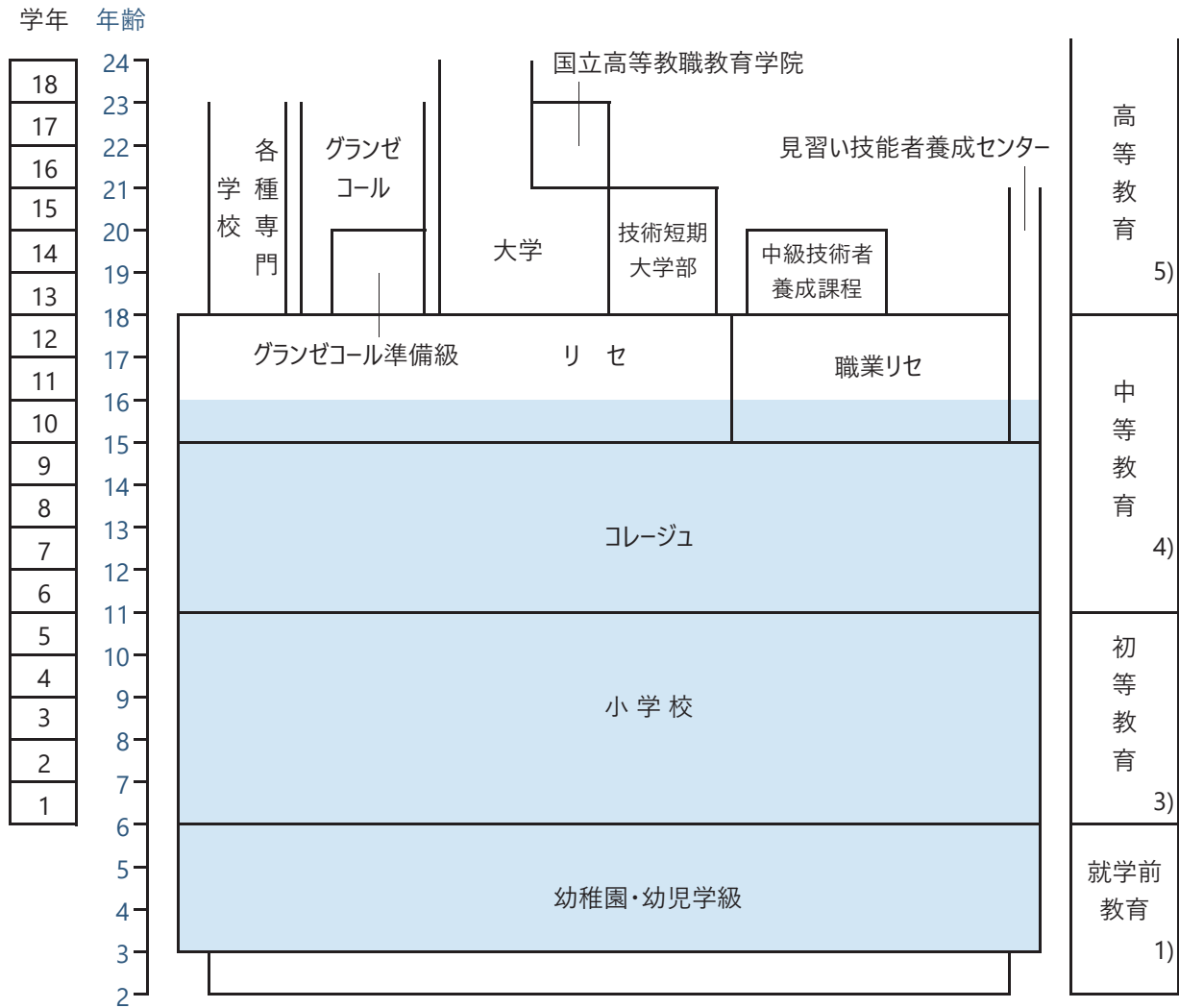
4) 生徒の能力・適性に応じて、ハプトシューレ（卒業後に就職して職業訓練に入る者が主として進む。5年制）、実科学校（卒業後に職業教育学校への進学や中級の職への就職を目指す者が主として進む。6年制）、ギムナジウム（大学進学を目指す者が主として進む。8年制又は9年制）のほか、これら2つ又は3つの学校種の教育課程を併せ持つ学校種や、総合的な教育課程を提供し、いずれの学校種の修了資格も取得可能な総合制学校などが設けられている。

また、後期中等教育段階では、二元制の職業教育訓練学校において、企業等の職業訓練性の身分を持つ者が主に就学する職業学校（週に1～2日の定時制。通常3年）のほか、職業基礎教育年（全日1年制）、職業専門学校（全日1～2年制）、職業上構学校（職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は1年以上、定時制は通常3年）、上級専門学校（実科学校修了を入学要件とし、修了者に専門大学入学資格を授与。全日2年制）、専門ギムナジウム（実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制）など多様な職業教育学校が設けられている。さらに、職業訓練を終えた者等に上級の職業資格を与える専門学校や、職業従事者等に大学入学資格の取得機会を与える夜間ギムナジウムやコレークなどがある。

5) 総合大学（教育大学、神学大学、芸術大学を含む）と専門大学がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、伝統的な学位取得課程の場合、総合大学で4年半、専門大学で4年以下、また、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程の場合、総合大学でも専門大学でもそれぞれ3～4年と1～2年となっている。

第 8-2-5 表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



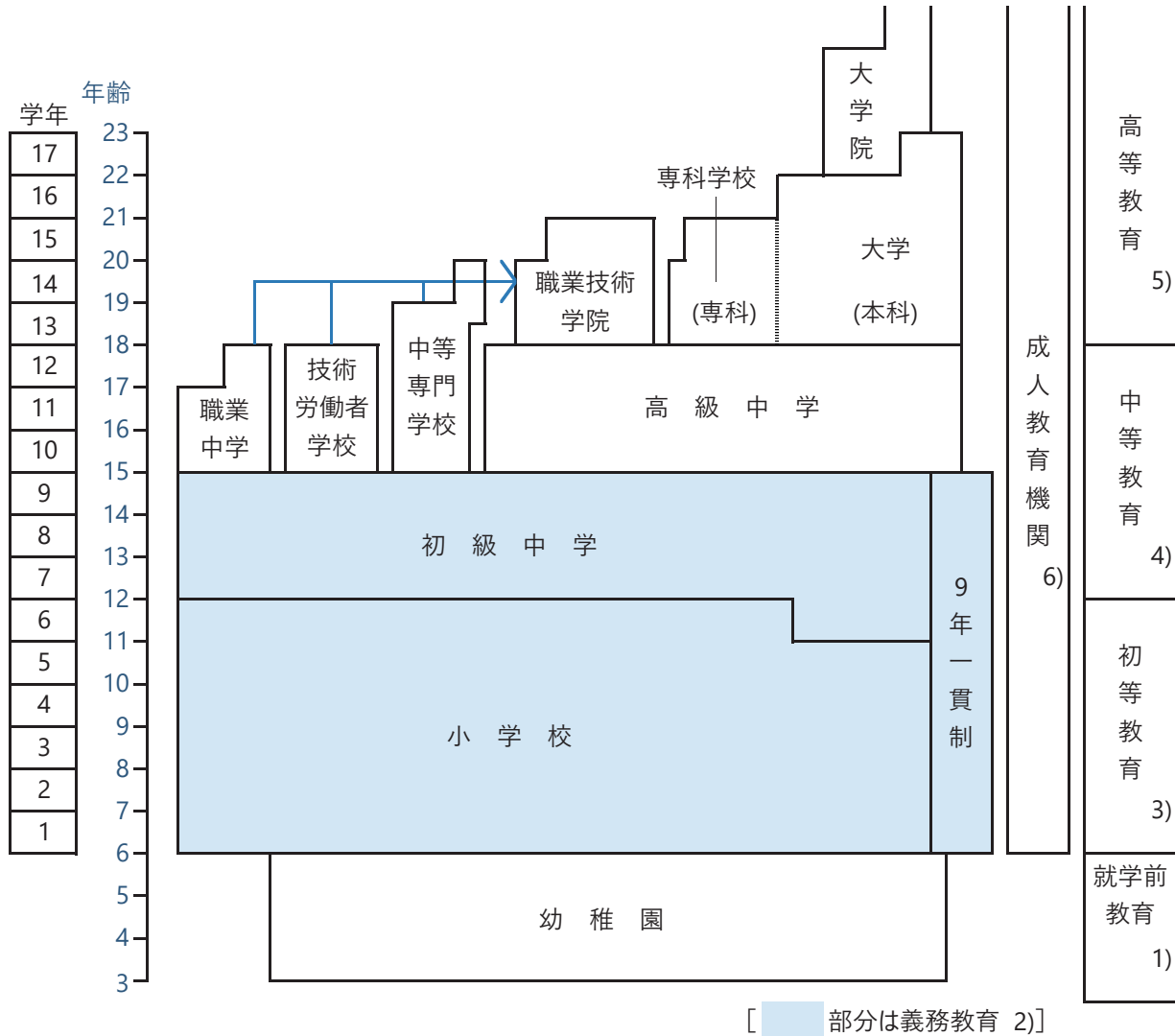
[部分は義務教育 2)]

出典： 文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

- 注 1) 幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で行われ、2～5歳児を対象とする。
- 2) 3～16歳までの13年（義務教育開始年齢は2019年度より6歳から3歳に引き下げ）。義務教育は年齢で規定されている。留年等により、義務教育終了時点の教育段階は一定ではない。2020年度より、16～18歳は教育・訓練等に従事することが義務付けられている。
- 3) 小学校で5年間行われる。
- 4) 前期中等教育は、コレッジ（4年制）で行われる。このコレッジでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる（いわゆる高校入試はない）。後期中等教育は、リセ（3年制）及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。
- 5) 国立大学（学士課程3年、3年制（2020年度まで2年制）の技術短期大学部等を付置）、私立大学（学位授与権がない）、グランゼコール（3～5年制）、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程（いずれも標準2年）等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」（中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格）を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常、グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない（バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある）。教員養成機関として国立高等教職教育学院がある。

第 8-2-6 表 中国の学校系統図

Table 8-2-6: School system, China



[部分は義務教育 2)]

出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注 1) 幼稚園（幼児園）又は小学校付設の幼児学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

2) 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立（2006年改正）し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的实施という方針がとられている。2010年までに全国の約100%の地域で9年制義務教育が実施されている。

3) 小学校（小学）は、一般に6年制である。5年制、9年一貫制も少数存在する。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されているが、地域によって7歳までの入学遅延が許されている。

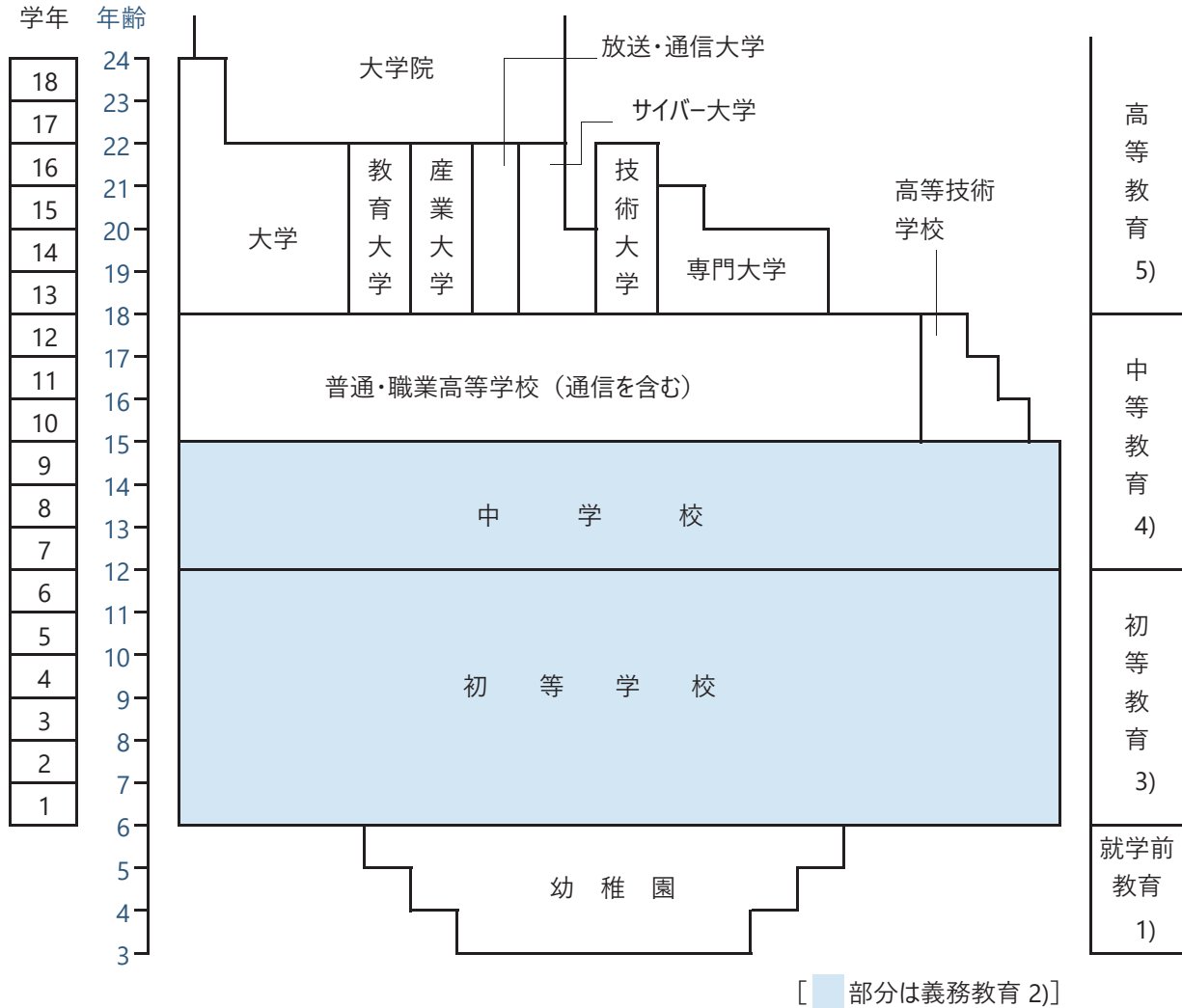
4) 初級中学（3～4年）卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学（3年）と職業教育を行う中等専門学校（中等专业学校、3～5年）、技術労働者学校（技工学校、一般に3年）、職業中学（2～3年）などがある。なお、職業中学は、前期中等段階（3年）と後期中等段階（2～3年）に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

5) 大学（大学・学院）には、学部レベル（4～5年）の本科と短期（2～3年）の専科とがあり、専科には専科学校と職業技術学院が存在する。大学院レベルには、修士課程（2～3年）、博士課程（3～4年）があり、大学院レベルの学生（研究生）を養成する課程・機関（研究生院）が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

6) 上述の全日制教育機関のほか、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関（业余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等）が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第 8-2-7 表 韓国の学校系統図

Table 8-2-7: School system, Republic of Korea



出典：文部科学省（2023.8）「2023年版諸外国の教育統計」

注 1) 3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

2) 6～15歳の9年間。

3) 6歳入学で6年間、初等学校で行われる。

4) 前期中等教育は、3年間、中学校で行われる。後期中等教育は、3年間、普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は、普通教育を中心とする教育課程を提供するもので、各分野の才能がある者を対象とした高等学校（芸術高等学校、体育高等学校、科学高等学校、外国語高等学校、国際高等学校）も含まれる。職業高等学校は、職業教育を提供するもので、農業高等学校、工業高等学校、商業高等学校、水産・海洋高等学校などがある。

5) 4年制大学（医学部など一部専攻は6年）、4年制教育大学（初等教育担当教員の養成）及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には、大学、教育大学及び成人教育機関である放送・通信大学、サイバー大学、産業大学の卒業者を対象に、2～2.5年の修士課程や3年の博士課程が置かれている。

上記のほか、成人や在職者のための継続・成人教育機関として、放送・通信大学、サイバー大学、産業大学、技術大学（夜間大学）、高等技術学校、放送・通信高等学校が設けられている。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth

	日本		
種別	若年者の就職支援	同左	同左
名称	新卒応援ハローワーク	ユースエール (若者雇用優良企業認定制度)	新ジョブ・カード制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	新卒者・既卒者	新規学卒者等	学生、在職者、求職者等
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や卒業後未就職の者の就職を専門に支援する「新卒応援ハローワーク」を全国56か所（2023年8月時点）に設け、無料でサービスを提供 ・新卒応援ハローワーク等において、既卒3年以内の者を新卒扱いとすることの促進や、卒業後も「正社員就職をあきらめさせない」継続的な支援、就職後の定着支援等を強化 ・卒業までに就職が決まらなかった既卒者に対し卒業後も就職支援ナビゲーターによる個別支援を実施 ・学校担当者制による就職支援ナビゲーターの出張相談、就職支援セミナーなどを行う。大学・短大・専修学校などに若年者支援専門の就職支援ナビゲーターが出張し、各学校の要望に応じて学生・生徒への就職相談・就職セミナー等のイベントなどを実施。 ・未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催 	<p>若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図る。</p> <p>ユースエールの認定企業となる条件は、一定の認定基準を満たす常時雇用する労働者が300人以下の事業所。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等で重点的PRの実施 ・認定企業限定の就職面接会等への参加 ・企業の商品、広告などに認定マークの使用が可能 ・日本政策金融公庫による低利融資 ・公共調達における加点評価など 	<p>新ジョブ・カードは、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールである。個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進する労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じたキャリア・プランニング： キャリアコンサルティング等の支援の前提となる個人の履歴や、支援を通じた職業経験の棚卸し、職業生活設計等の情報を蓄積し、訓練の受講、キャリア選択等の生涯のキャリア形成の場面において活用する「生涯を通じたキャリア・プランニング」としての機能 ・職業能力証明： 免許・資格・教育（学習）・訓練歴、職務経験、教育・訓練成果の評価、職場での仕事振りの評価に関する職業能力証明の情報を蓄積し、場面・用途等に応じて情報を抽出・編集し、求職活動の際の応募書類、キャリアコンサルティングの際の資料等として活用する、職業能力を可視化した「職業能力証明」としての機能

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	日本 (続き)	
種別	若年者の就職支援	非正規雇用労働者のキャリアアップ支援
名称	わかものハローワーク・サポステ	キャリアアップ助成金制度
運営主体	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク	厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク
対象者	フリーター、無業者等	非正規雇用労働者
主な内容	<p>[フリーター等の正規雇用化の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> わかものハローワーク等におけるフリーター等の支援：おおむね35歳未満の正社員を目指す若年者を対象としたわかものハローワークを全国21か所（他にわかもの支援コーナー及び支援窓口200か所2023年時点）に設け、通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施 トライアル雇用制度の活用による就職支援：ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、企業における3か月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人当たり月額最大4万円、最長3か月）の活用により、常用雇用への移行を促進する <p>[若年無業者等の職業的自立支援の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域若者サポートステーション（サポステ）を全国177か所に設置し、働くことに困難を抱える15～49歳までの若者を対象に、キャリアコンサルタントなどによる職業的自立に向けた専門的相談、職業体験などの各種支援プログラム、他の若者支援機関への誘導など、職業的自立に向けた支援を無料（合宿形式の支援など一部有料）で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する ・正社員化、賃金規定等改定、賃金規定等共通化、などのコースがある ①有期契約労働者を正社員化した場合は中小企業に1人当たり57万円、大企業に1人当たり42.75万円 ②有期契約労働者から無期雇用労働者に転換又は無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換した場合は、中小企業に1人当たり28.5万円、大企業に1人当たり21.375万円

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	アメリカ		
種別	学校における職業教育・職業体験 (注1)	同左	養成・訓練制度等
名称	テックプレップ (Tech-Prep)	コーオペ教育 (Cooperative Education)	登録養成訓練制度 (Registered Apprenticeship)
創設	1990年代	20世紀初頭	1937年
運営主体	テックプレップ推進組織 (Tech-Prep Consortium)	各学校及び対象となる事業主	事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など
対象者	高校生。11学年 (日本における高校2年生) から開始し、14学年 (日本における大学2年生) まで	大学、短大 (コミュニティカレッジ、テクニカルカレッジ等) の学生、12年生 (日本における高校3年生) など	16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし、危険な業務については18歳以上
主な内容	中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で、専門的職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる	有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーオペ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする	<ul style="list-style-type: none"> ・実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦又は州政府が定める ・政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される ・参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関等で受講する ・プログラムの期間は通常3~4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる

注 1) このほか、「キャリア・アカデミー(Career Academy)」がある。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	アメリカ (続き)		
種別	情報提供支援	就職困難者等への支援 (宿泊型若年者集団教育訓練)	就職困難者等への支援
名称	O*NET (Occupational Information Network/Online)	ジョブ・コア (Job Corps)	WIOA若年プログラム (WIOA Youth Formula Grants)
創設	1998年10月	1964年	2014年
運営主体	国立O*NET協会 (National O*NET Consortium)	連邦労働省のジョブ・コアの本部 (National Job Corps Office)、6 か所の地区管轄支部 (Region Office) 及び全米122か所のジョ ブ・コアセンター	連邦労働省が資金提供し、各州 政府が実施
対象者	求職者等	16～24歳までの経済的に不利な 立場にある青少年	14～24歳の就職困難者
主な 内容	インターネット上で公表されている 職業に関する総合的なデータバ ース (https://www.onetonline.org) 求職者が自分の経験や能力を活 かせる職業がどのようなものか検 索することができる	参加者は、原則として寮に宿泊 し、社会生活を営む上での基本 的なしつけから、読み書き、算数 などの基礎的な学習及び職業訓 練を受ける。参加費は基本的に 無料。さらに、毎月小遣いが支給 される。参加期間は、原則として 最長2年間。研修中に高校卒業 あるいはGED (高校卒業者と同 様の素養を身につけていること の証明書) の資格を取得可能	職業紹介、職業訓練などのサー ビスを総合的に提供するワンストップ (キャリア) センター (One-Stop Career Center) を運営する WIOA アメリカ・ジョブセンター及び 地域コミュニティの職業訓練を担う 地域労働力開発委員会 (Local Workforce Development Boards) の下で、14～24歳の就 職困難者のニーズに沿った各種の 就職や進学のための支援に対し て連邦労働省が助成金を提供す るプログラム

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	イギリス				
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	養成・訓練制度等	同左	情報提供支援
名称	職業教育	継続教育	アプレントイスシップ	トレイニーシップ	全国キャリア・サービス
創設	—	—	2004年	2013年	2012年
運営主体	教育省、各教育機関	教育省	教育省	各教育機関	教育省
対象者	主に14～16歳 (中等教育機関の在学者)	主に16歳以上	16歳以上	16～24歳の失業者	13歳以上
主な内容	中等教育機関による、キャリア教育、就業体験などの提供。従来は、カリキュラムに組み込まれていたが、2012年以降、実施の有無や方法は各教育機関に委ねられている	職業訓練や高等教育への進学のための教育を提供。主に公的な継続教育カレッジが提供を担う	事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す ①アプレントイスシップ ②上級アプレントイスシップ ③高度アプレントイスシップ ④学位レベルのアプレントイスシップ(注2)	6週～1年間にわたり訓練プロバイダーによる就業準備訓練(履歴書の書き方など)、就業体験、また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施。国の政策としての実施は2023年に終了	就学、就業や訓練の受講などに関して、ガイダンスやアドバイスを提供

注 2) ①～④の各内容は次のとおり。①職務能力・技術的知識に関するレベル2(非熟練に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得、②職務能力・技術的知識に関するレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得、③職務能力・技術的知識に関するレベル4～7(準学士レベル以上)の技能・資格取得、④職務能力・技術的知識に関するレベル6～7(学士、修士相当)の技能・資格取得。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

ドイツ					
種別	学校における職業教育・職業体験	同左	情報提供支援	養成・訓練制度等	就職困難者等への支援 (注5)
名称	義務教育における職業指導	各種職業学校	職業情報センター (BIZ)	職業養成訓練生制度 (注4)	初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung: EQ)
創設	—	—	—	19世紀初頭	—
運営主体	州政府	州政府等	連邦雇用エージェンシー	企業及び職業学校 (Berufsschulen)	連邦雇用エージェンシー
対象者	主に若年者	主に若年者	主に若年者	年齢制限はないが、主に若年者	初期職業訓練を行う民間又は公営企業の事業主
主な内	<ul style="list-style-type: none"> 職業活動体験は、ハウプトシューレ (基幹学校) では生徒の義務 リアルシューレ (実科学校)、ギムナジウムでは希望者による任意 職業体験の分野は、レストラン、役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている (注3) 	上級学校非進学者の多数が、職業学校 (Berufsschule)、全日制の職業専門学校 (Berufsfachschule)、専門学校 (Fachschule) に進んでいる	各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている	<ul style="list-style-type: none"> 若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に行い、良質な若年技能労働者を養成する 事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている 	<ul style="list-style-type: none"> 企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される 使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う (注6)

注 3) ハウプトシューレ、リアルシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ (日本の小学校に相当) 修了後に入学する中等教育機関。

4) 養成訓練制度 (Ausbildung) は、デュアルシステムともいう。

5) そのほかの就職困難者等への支援については第9-8表 (p.269) を参照。

6) 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。

第 8-3 表 若年のキャリア形成及び就職支援 (続き)

Table 8-3: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

	フランス			
種別	養成・訓練制度等	同左	就職困難者等への支援	就職困難者等への支援
名称	見習訓練契約 (Contrat d'apprentissage)	熟練化契約 (Contrat de professionnalisation)	雇用と自立に向けた支援契約コース(PACEA)	若年者エンゲージメント契約 Contrat d'Engagement Jeune (CEJ) (注7)
創設	1986年法律改正	2004年10月	2016年8月	2020年7月
運営主体	契約締結可能な雇用主：公的部門も含む全ての事業主 ※ 社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり	契約締結可能な雇用主：全ての企業（国、地方自治体、行政機関を除く） ※ 国からの手当支給あり	国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う	雇用局 (Pôle emploi) 及び地域ミッションセンター (Missions Locales)
対象者	義務教育を終了した16～29歳の若年者、30歳以上の若年障害者等	16～25歳、26歳以上の求職者、積極的連帯所得手当 (RSA: revenu de solidarité active) などの各種福祉手当の受給者	16～25歳のすべての若年者	16歳から25歳（障害者認定の場合は29歳）までの、学生ではなく、訓練を受けておらず、継続的な雇用に就くことが困難な若者
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・CAP（職業適格証）に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払を受けながら、実地訓練を行う ・使用者は年齢及び養成訓練生となつてからの年数に応じて、SMIC（最低賃金）の27～78%以上の賃金を支払う 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・最長24か月間の集中的かつ集団的な支援で、就業と自立を支援するための契約。無資格や低資格の求職者、非就業状態の若年者を対象とするスキル投資計画(CIP)の枠組みで展開される職業訓練を提供するというもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング・コースを受講し、スキルを向上させ専門的な経験を蓄積する ・企業においてインターンシップなどを通じて専門的な活動に従事する ・就職に必要な履歴書とカバーレターの作成、求人先企業での採用面接の準備や起業のノウハウを習得、行政手続きの支援などを雇用局などが提供する

出典： [日本] 厚生労働省、文部科学省、経済産業省、東京新卒応援ハローワーク、日本経団連、[その他] 労働政策研究・研修機構 (2009.7) 「資料シリーズNo.57 欧米諸国における公共職業訓練制度と実態」、厚生労働省「海外情勢報告」、各国政府サイト等
注 7) 仏労働省 (Qu'est-ce que le Contrat d'Engagement Jeune CEJ ? publié le 18.02.22 mise à jour 27.11.23) 等を参照。